

○愛知県社会福祉施設食材費高騰対策支援金【障害福祉区分】 Q & A

【共通事項】

No.	問	回答
1	なぜ食材費のみ支援金の対象なのか。光熱費、燃料費は対象ではないのか。	光熱費や燃料費は、別途政府の補助あるため、今回は食材費のみの支援となります。
2	運営法人の法人格に縛りはあるか。	申請対象となる法人格に制限は設けておりません。対象となるサービス種別の指定を受けていれば、いずれの法人格であっても申請可能です。
3	基準該当のサービスを提供しているが、本補助金の申請は可能か。	基準該当の事業所については本補助金の対象外となります。 ※基準該当のサービス・・・県条例に規定する指定基準に基づく指定とは別に、市町村の判断でサービスの指定を行っているもの。
4	同一の事業所で介護保険と障害福祉の両方のサービス（共生型サービス）等を一体的に行っている場合はどちらが優先か。	主として使用するサービス（先に指定を受けた分野）において申請してください。（重複申請はできません。）
5	証拠書類はどのようなものを揃えておけば良いか。	申請書には添付の必要はありませんが、支援金に係る証拠書類として以下の書類を事業所内へ保管（5年間）していただく必要があります。 ①電子申請システムから出力した申請書類 ②収入及び支出の関係を示す書類（決算書類等） ③支払い関係書類（領収書等）
6	7月2日以降に指定を受けた事業所・施設等は交付の対象となるのか。	対象となりません。 なお、本事業は障害福祉サービス等の安定的な提供の継続を図るためのものであることから、今回の基準日である令和7年7月1日までのサービス提供実績があることが条件となります。 （7月1日指定の場合は7月分のサービス提供実績）
7	基準日である令和7年7月1日時点ではサービス提供をしていたが、交付決定日（＝入金日）前に事業廃止する予定の事業所は対象となるか。	本事業は障害福祉サービス等の安定的な提供の継続を図るためのものであることから、交付決定日（＝入金日）までの間に廃止する施設等は対象外となります。
8	公設民営の事業所・施設は対象か。	対象として差し支えありません。（公営の事業所・施設以外は対象となります。）ただし、食材費につき、事業者が負担していることが前提となります。
9	申請書の受付はどの様にするのか。	申請専用のホームページから受付を行ってください。（県のホームページにもリンク有） https://eac63f37.form.kintoneapp.com/public/bc964709b331cfbb3db91ed6dc96dbd8115e18713143823a16ae52801292d8ca

No.	問	回答
10	交付決定の方法、振り込み時期はいつ頃か。	申請書受付後、審査を行い適正と認められた場合は、電子申請システムに入力された口座に申請額を振り込みます。指定口座への振り込みをもって交付決定されたものとみなします。（別途交付決定通知は発送しません。）振り込みは、令和7年11月中旬～令和7年12月下旬を予定しています。
11	申請者（法人代表者）と異なる名義の口座を振込口座として登録したいが、どのようにしたらよいか。	申請者と口座名義は一致（法人名のみ名義は可）する必要があり、これが異なる場合、支払いができません。 ただし、やむを得ず申請者と異なる名義の口座に振り込みを希望する場合は、別途委任状の提出をもって支払いを行うことは可能です。
12	口座名義（カナ）を入力する際に、注意することは何か。	以下の点に特に注意してください。これを満たさない入力の場合は、支払い不能となります。 口座名義については、通帳を確認しながら、通帳に記載されている名義を半角カタカナで入力してください。（そのまま入力すると、半角カタカナ入力になるようあらかじめ書式設定をしています。） なお、スペース、濁点（・）及び半濁点（゜）を含め30文字以内です。 また、「小さいヤ」や「小さいヨ」については、大文字で入力する必要があります。例えば、「シャカイクツツツ」 といった文字をそのまま入力すると、「ヤ」が小文字となります。この場合、これを削除し、大文字の「ヤ」に変換してください。 ×「シャカイクツツツ」→○「シャカイクツツツ」、×「カ ツカ イヤ」→○「カ ツカ イヤ」
13	指定都市、中核市、大府市で指定を受けた事業所等についても本支援金の対象となるのか。	指定都市、中核市、大府市管轄の事業所についても支給対象です。
14	通所系サービスを入所施設（施設入所支援）にて一体的に行っている場合はどうなるのか。	通所系サービスと入所施設（施設入所支援）を一体的に行っている場合は、通所系サービスのみ、もしくは入所施設のみを選択して申請してください。
15	利用者が食材費の一部を利用料として負担をしている場合、対象となるのか。	利用者が全額を負担している場合を除き、対象となりますが、本支援金の申請にあたっては、支援金の趣旨を十分に理解し、利用者への過度な料金転嫁等が生じないように適切な対応を図ってください。
16	間食または弁当のみ支給している場合は対象となるのか。	事業者が間食（おやつ等）または弁当に係る食材費（購入費）の一部を負担している場合は対象となります。（全額本人負担の場合は対象となりません。） ただし、この場合でも事業所の活動として継続的に提供されており、事業所が提供・費用負担した事実が確認できる必要があります。
17	月に数回のみ食事提供を実施しており、事業所の持ち出しもあるが、対象となるか。	利用者の方の全額自己負担でなければ対象となります。
18	生産活動の生産物の一部を利用者に提供した場合は対象となるか。	今回の支援金においては、利用者に提供する食事の食材費名目として購入に用いた費用の高騰に対する支援を目的としております。生産物の一部を提供しただけでは今回の支援金の対象となりません。

No.	問	回答
19	7月1日時点で食事を提供している体制をとっていたが、実際に食事を提供し、持出しが発生したのは後日であるが、対象となるか。	7月1日時点で提供体制があり、事業者が負担していれば対象となります。
20	対象となる定員はいつ時点のものか。	7月1日時点の定員数が支援金の対象です。7月2日以降に定員の増減があった場合も、7月1日時点の定員で算定します。
21	吸収合併や事業譲渡等があり、7月1日時点と運営法人が異なる場合は申請可能か。	事業所が継続して運営されていると確認できる場合は申請可能です。